

令和4年6月

お客さま 各位

平塚信用金庫

一定額未満の口座解約における押印不要（印鑑レス）の取扱い開始 及び預金規定の改定について

日頃より、平塚信用金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

当金庫では、預金残高が1万円未満の口座解約について、一定の条件のもと、下記のとおり印鑑レスによる解約手続きの取扱いを開始するとともに、併せて関係する預金規定を改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 取扱い開始日
令和4年7月1日（金）
2. 対象となるお客さま
個人のお客さま、個人事業主のお客さま
3. 対象となる口座
預金残高が1万円未満の総合口座、普通預金口座、貯蓄預金口座、納税準備預金口座
4. 手続きに必要な事項
 - (1) ご本人の来店
 - (2) 通帳の持参
(通帳レス口座をご利用の場合は、「ひらしん通帳アプリ」の画面を確認させていただきます。)
 - (3) 運転免許証等の顔写真付き本人確認資料の提示
※ 対象口座以外にお取引がある場合や、本人確認資料に記載の住所等の内容が当金庫お届内容と相違している場合等、上記事項ではお手続きができないことがあります。
詳しくは、お取引店までお問い合わせください。
5. 今回改定する預金規定
定期性総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定
6. 改定する預金規定の新旧対照表は以下のとおりです。
なお、改定後の預金規定は7月1日（金）以降、ホームページに掲載いたします。

定期性総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定 新旧対照表

該当頁	新	旧
1	<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等) : 3. (印鑑照合等)</p> <p><u>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影の印鑑と相当の注意を持って照合し、・・・損害については、当金庫は責任をおいませぬ。</u> なお、個人のこの預金の取引において、・・・金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p><u>(2) 第8条第1項ただし書きに基づき、本人の署名によって届出の印章に替えることを当金庫が認めた場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いませぬ。</u></p> <p>4. (盗難通帳による払戻し・支払い等) : 8. (解約等) —ただし、定期性総合口座については別掲—</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。 <u>ただし、届出の印章を持参していない場合には、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができるものとします。</u></p>	<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等) : 3. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影の印鑑と相当の注意を持って照合し、・・・損害については、当金庫は責任をおいませぬ。 なお、個人のこの預金の取引において、・・・金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p><追加></p> <p>4. (盗難通帳による払戻し・支払い等)</p> <p>8. (解約等) —ただし、定期性総合口座については別掲—</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。</p> <p><追加></p>